

飲酒運転根絶宣言書

交通事故のない、安全で安心できる暮らしは、市民共通の願いであります。

飲酒運転は、重大事故に直結する、決して許されない悪質で危険な犯罪行為です。

私たちは、事業所を挙げて飲酒運転を根絶するため、次のことを宣言します。

- 一、私たちは、道路交通法規を遵守し、飲酒運転は絶対にしません。
- 一、私たちは、業務で車両を運転する際は、アルコールチェッカー等で運転する職員の飲酒の有無を確認します。
- 一、私たちは、職員に対し、研修等を実施し、飲酒運転根絶に係る啓発を行います。
- 一、私たちは、飲酒運転を発見したときは、速やかに警察に通報します。
- 一、私たちは、法に携わる者として、飲酒運転は犯罪であるという認識の下、「飲酒運転をしない・させない・許さない」という飲酒運転根絶の理念を持ち、その根絶に向けた取り組みを継続します。

令和6年6月26日

宮崎刑務所 都城拘置支所

支所長 坂元 洋達

